

J R 東海労幹関西地「申」第42号  
2015年3月18日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「分会情報 No.118」「雄叫び 第136号」「交差点 No.432」に対する  
撤去通告及び撤去についての緊急申し入れ

会社は、3月11日、大阪仕業検査車両所分会の松本分会長に対し、大阪仕業検査車両所分会発行「分会情報 No.118 (2015.3.11)」、3月12日に名古屋車両所分会の松永組合員に対し、名古屋車両所分会発行の「雄叫び 第136号 (2015年3月10日)」、3月17日に大阪第二運輸所分会の山本副分会長に対し、大阪第二運輸所分会発行の「交差点 No.432 (2015年3月15日)」に対して撤去通告を行い不当撤去した。

さらに会社は、大阪仕業検査車両所分会掲示板に掲示した「3月10日付大阪地方裁判所に提訴された訴状」に対して、3月17日、大阪仕業検査車両所分会の松本分会長に対して撤去通告を行い撤去した。

この3つの分会情報は、3月10日に大阪地方裁判所に提訴した提訴状に記載されている内容であり、情報にもその旨を書いている。もちろんこの提訴状そのものは裁判所が認めた公的な証書である。

この公的な証書の記載内容を抜粋した情報と訴状そのものを撤去する会社の行為は、明らかに不当労働行為であり、さらに裁判を妨害するものである。

よって下記の内容で緊急に申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 「分会情報 No.118」「雄叫び 第136号」「交差点 No.432」は基本協約のどの部分に違反するのか撤去理由を具体的に明らかにすること。
2. 大阪地方裁判所に提訴した「訴状」の撤去理由を明らかにすること。
3. この3つの分会情報と訴状の撤去理由が組合側と基本協約の解釈の違いがある場合、直ちに団体交渉を開催すること。
4. この分会情報、訴状の撤去行為を不当労働行為、裁判への妨害と認め謝罪すること。

以上